

県南教育事務所  
教育情報

# 南nanpu風

令和4年 9月15日  
No. 【通巻第4号】  
文責： 経営指導主事

## コンプライアンスの確立に向けて

コンプライアンス違反が起こる原因は、「無知による過失」と「無視による故意」の2つに大別されます。コンプライアンス違反と知らずに違反したパターンと、コンプライアンス違反(かもしれない)と知っていて違反したパターンです。このような「知らなかった」や「多分大丈夫だと思って」という考え方を変えるためには、コンプライアンスの重要性や意識を浸透させるための根気強い取り組みが必要です。

令和4年度も上半期を終えました。各学校におかれましては、計画的・継続的にコンプライアンスの研修がなされていますが、「教職公務員としての当事者意識」を高めるために、ディスカッションを取り入れたり、具体の事例を用いる等の更なる研修の充実についてよろしくお願いいたします。



### 管内道路交通法違反件数 (情報提供)

	R2 (年間)	R3 (年間)	R4 (8月末)
酒気帯び運転	0	0	0
人身加害事故	3	3	0
30km/h以上速度超過	0	1	0
30km/h未満速度超過	6	12	2
一時不停止	5	1	8
通行禁止違反	1	5	1
座席ベルト装着義務違反	0	2	1
信号無視	6	3	0
横断歩行者等妨害等違反	2	5	1
携帯電話使用等	0	2	0
その他	3	0	0
計	26	34	13

違反内容では、一時不停止が8件と非常に多く発生している状況です。「停止したつもりだった」「一時停止に気付かなかった」という理由がほとんどです。一時不停止が人身事故につながることもあり得ることを十分に理解し、指定された場所では必ず一時停止をするようにしましょう。



### 一時停止は停止線の直前で!

道路上に「止まれ」の表示がある場合は停止線の直前で停止します。一時停止する場合は停止位置が停止線を越えても手前すぎてもいけませんし、停止線上でもいけません。あくまでも直前で停まるよう注意してください。停止線を大きく越えたり、あるいはタイヤで踏んで停止したりしていると「停止線の直前で停止」していませんので注意が必要です。



なお、停止とは完全にタイヤが止まっていることです。停止時間の決まりはありません。大切なのは車を完全に停止させ、左右の安全確認を行ってから走行することです。



### 道路交通法第43条(指定場所における一時停止)

車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前(道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前)で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

## 教職員によるSNS利用について

令和3年4月27日付 教職員課総括課長通知「職員の綱紀の保持について」において、**SNSを用いての私的なやりとりは行ってはならないことを職員に徹底することが示されています。**

SNSの利用方法について、以下の点も参考にしてください。

- 1 勤務時間中にソーシャルメディアの私的な利用はしていない。
- 2 発信する前に、その内容が教職員として適切かチェックしている。
- 3 事実かどうかわからない情報に同調したり、拡散したりしていない。
- 4 投稿した画像に他人が写っている場合、許可をとってある。
- 5 投稿記事、画像は、意図しない人たちが閲覧できない設定になっている。
- 6 SNSの正しい利用方法について、校内で周知されている。

### 不適切なSNSの利用例



学校の不満や児童生徒の悪口などのSNSへの書き込み

学校行事や授業風景をSNSに掲載し個人情報流出

